参考資料2

富山県中山間地域創生総合戦略検討会設置要綱

（目的）
第1条　富山県の中山間地域において、人口減少、高齢化の進展等に対処し、住民が豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を創造するための施策を総合的かつ効果的に推進するため、富山県中山間地域創生総合戦略検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌事務）
第2条　検討会は、次に掲げる事務（以下「所掌事務」という。）について協議する。
（1）「中山間地域創生総合戦略」の検討に関すること。
（2）その他検討会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織）
第3条　検討会は、委員 20 名以内で組織する。

（委員）
第4条　委員は、学識経験者、地域づくり関係者、地域住民等から知事が委嘱する。

（役員）
第5条　検討会に座長及び副座長を置く。
2　座長及び副座長は、知事が指名する。

（役員の職務）
第6条　座長は、会議を進行する。
2　副座長は、座長を補佐し、座長が不在のときはその職務を代理する。

（特別委員）
第7条　所掌事務の遂行に関し必要な意見を聴くため、検討会に特別委員を置くことができる。
2　特別委員は、知事が委嘱する。

（事務局）
第8条　検討会の事務局は、富山県地方創生局ワンチームとやま推進室中山間地域支援・移住促進課内に置く。

（その他）
第9条　この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は知事が別に定める。

附　則
この要綱は、令和元年 8 月 22 日から施行する。
附　則
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
附　則
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
附　則
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。